

動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)

「[動物の愛護及び管理に関する法律](#)」では、動物の虐待防止や適正な取り扱い方などの動物愛護に関する事項、並びに動物の管理に関する事項が定められています。



すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう基本原則で定めています。

動物に関する代表的なトラブル

<p>ふん害</p>	<p>犬が散歩中にするふんの放置は、見た目、臭いなど衛生面で問題です。また、最近では猫が他人の家の庭先でふん尿をすることによる問題も発生しています。</p> <p>小浜市では、ふん害を防止するための条例整備を検討しておりますが、それ以前にやはり、飼い主が責任をもって、自宅敷地内の決まった場所で排泄するよう、しっかりとしつけをするとともに、散歩中に排泄した場合にはふんを回収することが重要であると考えています。</p>
<p>騒音</p>	<p>動物の鳴き声による騒音は近所迷惑です。飼い主は、無駄吠えをさせないように、しっかりとしつけをすることが重要です。</p>

<p>放し飼い</p>	<p>犬はつないで飼うことが「福井県犬の危害防止条例(」および「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」で義務づけられています。自宅敷地内での放し飼いや、綱をつけないで散歩する行為は、他人に不快感や恐怖感を与える場合があります。必ず犬はつないで飼いましょう。</p>
<p>捨て犬・捨て猫</p>	<p>犬・猫を捨てる行為は犯罪です。捨てられた犬は、野生化し人に危害を加える危険性があります。また、交通事故などにより命を失う野良猫が後を絶ちません。</p> <p>飼い主として、最後まで責任をもって飼いましょう。やむをえず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。そのほか、新たな捨て犬や捨て猫をつくらぬよう、不妊・去勢手術といった手段をとることも重要です。</p>



引取り・譲渡について

若狭健康福祉センターでは、終生飼うことが原則ですが、飼い犬、飼い猫、猫の引き取りを求められた場合、窓口において引き取りを行っています。

また、病気にかかり、もしくはけがをした飼い主不明の犬、猫等の通報があったときは、その動物の収容を行います。

しかしながら、引き取られた犬や猫は、飼い主が見つからない場合には安楽死処分されています。(平成22年度に処分された犬・猫は、若狭管内で合計219頭です)

この処分という行為は、「犬・猫を捨てる」「飼えないのに子を産ませる」といった飼い主の行為さえなければ、その頭数はかなり減らせるものと考えます。

また、若狭健康福祉センターでは、一般譲渡や里親ワンバンクネットなどの方法で、引き取られた犬や猫の飼い主が見つかるよう取り組んでいます。

【一般譲渡について】

若狭健康福祉センターに収容された犬および猫のうち、保健所長が指定した犬および猫を、譲渡を希望する人に対して無料で譲渡しています。

【里親ワンバンクネットについて】

生まれた子犬(生後30日から60日までの健康な子犬)の情報を飼い主が若狭健康福祉センターに登録し、子犬の飼育を希望する人に対して、情報を提供しています。

動物との共生

動物とうまく共生していくために、

- ・動物を飼うことで生じる責任をしっかりと認識しましょう。
- ・飼い主は、責任をもって最後まで飼いましょう。
- ・動物の習性を理解し、去勢・避妊に対する知識、正しい飼い方を身につけましょう。



動物愛護に関する相談窓口

福井県嶺南振興局 若狭健康福祉センター環境衛生課

TEL 52-1300

小浜市役所 民生部 環境衛生課

TEL 53-1111(内線144)

小浜市役所 民生部 環境衛生課

小浜市大手町 6-3

TEL 0770-53-1111(144)